国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年 11 月６日 14 時 00 分
国土交通省　中部地方整備局

「一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」の実施に関する方針を公表しました

中部地方整備局は、一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第５条第１項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第３項の規定により公表しました。

◆特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）

※詳細は、次の中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。
https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/index.htm

◆特定事業の概要

・事　業　名　：　一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
・事業方式　：　公共施設等運営（コンセッション）方式
・事業内容　：　一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナルの運営、維持管理等
・事業概要　：　別添資料のとおり
・意見・質問募集期間　：　令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月２０日（金）

発表記者クラブ
中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、 四日市市政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省中部地方整備局 道路部　道路計画課 課長　北川　洋平（きたがわ　ようへい） 課長補佐　大田　貴之（おおた　たかゆき） 電話：０５２－９５３－８１６８（直通）

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル #9910（通話料無料・２４時間受付）

【別添資料】

『一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業』の概要

１．事業の目的

本事業は、国が整備する近鉄四日市駅周辺におけるバスターミナルについて、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

２．事業の内容

一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナルの運営業務、維持管理業務及び利便増進事業を実施するものである。

本事業では、近鉄四日市駅バスターミナルを道路法上の特定車両停留施設として国が整備し、維持管理・運営については、国が事業者に対して運営権を設定し、国と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者がバス運行事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する、公共施設等運営（コンセッション）方式とする。

３．事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナル運営事業
所 在 地：三重県四日市市諏訪栄町、浜田町
面　　積：特定車両停留施設区域 約 7,600m2
対象施設：特定車両停留施設、利便施設

４．事業期間

実施契約（暫定供用時）の締結日から３０年間（予定）

５．民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、選定することを予定している。

６．今後のスケジュール（予定）

令和８年 11 月 6 日	実施方針等の公表
令和８年 11 月 6 日 ～11 月 20 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付
令和８年１１月頃	対話の実施
令和８年１２月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表
令和８年１２月頃	特定事業の選定の公表
令和８年１２月頃	募集要項等の公表・交付
令和９年１月頃	募集要項等に関する質問受付締切
令和９年１月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和９年３月頃	提案書提出期限
令和９年５月頃	審査結果（優先交渉権者）の公表
令和９年６月頃	基本協定の締結
令和１０年度（第１四半期頃）	実施契約（暫定供用時）の締結
令和１０年度（第４四半期頃）	実施契約（全体供用時）の締結

■事業対象位置図



■イメージ写真







※詳細検討に伴い、寸法・イメージ等は変更になる可能性があります。